

指定介護予防支援等の事業の 一部の委託先の追加について

指定介護予防支援とは

- 要支援 1 又は要支援 2 の認定を受けた人のケアプランの作成
- ケアプランに基づくサービスの提供を確保するためのサービス事業者等との連絡調整

指定介護予防支援の実施主体

- 各高齢者相談センターがケアマネジャーを配置するなどして自ら実施するのが基本。
- 居宅介護支援事業所（主に要介護の認定を受けた人のケアプラン作成を担当している事業所）に一部を委託することが可能。

一部を委託する場合のルール

正当な理由なしに委託先が特定の者に偏らないよう、中立性・公正性を確保することが必要。

ルール化

指定介護予防支援等の事業の一部委託に関する基本方針

- 委託に当たっては、運営委員会の議を経ること。
- やむを得ない事由により、委託期間の開始までに運営委員会の議を経る暇がない場合は、委託期間の開始後最初に開催される運営委員会の議を経ること。

前回会議（令和3年1月21日）以降に 委託先に加わった居宅介護支援事業所

事業所名称	所在地	委託件数 (件)
ケアプランセンター ルミエール	羽生市上岩瀬1806	1
居宅介護支援事業所 ふあみいゆケアプランセンター	行田市下須戸75番地	1

介護予防支援等業務の委託状況

令和3年7月時点

センター	委託件数（件）		
	市内に所在する 事業所への委託	市外に所在する 事業所への委託	合計
愛泉苑	61	3	64
みずほの里	32	1	33
利根いこいの里	18	2	20
多賀谷寿光園	27	2	29
加須清輝苑	31	3	34
ふれ愛の郷	21	28	49
合計	190	39	229

※委託先の一覧は、資料3を参照

(参考) 居宅介護支援事業所数の立地状況

令和3年7月1日現在

